

|         |     |     |
|---------|-----|-----|
| 大阪市監査委員 | 森   | 伊 吹 |
| 同       | 森   | 恵 一 |
| 同       | 大 橋 | 一 隆 |
| 同       | 土 岐 | 恭 生 |

## 住民監査請求について（通知）

令和 8 年 4 月 14 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

### 記

#### 第 1 請求の受付

本件請求の要旨は次のとおりである。

大阪市内の物件 X において住宅宿泊事業法違反が生じているため、請求人が大阪市保健所の担当部署に複数回相談したこと、さらに、大阪市公正職務審査委員会からは大阪市長（健康局）に対し、「適切に対処されたい」旨の意見が付されたことから、大阪市職員には、事業者に対して住宅宿泊事業法第 25 条及び第 26 条に基づく監督権限（報告徴収、立入検査、業務停止命令等）を行使すべき具体的な職務上の義務が生じていた。

しかしながら、当該職員らは正当な理由なくこれらを懈怠し、不当に公金（人件費・外部委託費）を支出するとともに、当該事業者へ課すべき過料による歳入確保を不当に怠っている。具体的には以下の違法又は不当事由がある。

- ・ 財務的背信行為：本件は公正職務審査委員会が「対処すべき」と判断した事案であるにもかかわらず、職員が実態調査を回避して調査を打ち切った。これは監督権限の濫用であり、行政コストを無にする財務的背信行為である
- ・ 職務専念義務違反：法令に基づく行政処分・過料徴収を適切に実施せず、形式的なメール 1 通で職務を完了と強弁する職員に対して当該期間の給与を支払い続けていることは、地方自治法上の善管注意義務に違反し、不当である。

以上の職員の不作為により、大阪市には以下の財産的損害（合計 709,620 円＋継続的な不作為による増額分）が生じている。

- ・ 行政リソース（人件費）の浪費：合計 285,120 円（推計）
- ・ 公正職務審査委員会（外部委託）運営コストの棄損：推定 24,500 円相当

- ・ 歳入（過料徴収）の逸失：計 400,000 円（推計）

よって、本件不作為及び不当な調査終結に至った経緯の厳正な監査（速やかな実態調査の再開と法令違反に対する適切な行政処分（過料徴収等）の実施）、並びに職務を懈怠した職員および管理監督者に対する責任の追及を求める。

## 第2 判断

本件請求が、住民監査請求の要件を満たしているか検討した結果、下記のとおり判断となった。

### 1 本件請求について

本件請求では、請求人は物件Xにおける住宅宿泊事業法違反事案に対応した（1）職員らに支払われた給与、及び（2）公正職務審査委員会の委員報酬の支払が違法又は不当な財務会計上の行為であること、並びに（3）住宅宿泊事業法に基づく過料の徴収を行っていないことが違法又は不当な怠る事実であることを主張していると解される。

この点、地方自治法第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、次の要件を満たす必要がある。

- ・ 大阪市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）であること。
- ・ 当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をすること。
- ・ 住民監査請求の制度の目的が地方財務行政の適正化を図ることであるから、当該行為等によって当該地方公共団体に財産上の損害が発生し、又は発生しようとしていること。そこで、本件請求が、住民監査請求の上記要件を満たしているのかを検討した。

#### （1）職員らに支払われた給与について

請求人は、物件Xにおける住宅宿泊事業法違反に係る調査及び回答の対応は不十分であり、当該対応を行った職員らへの給与等の支出は、行政リソースの浪費であり違法又は不当な財務会計行為であると主張しているものと解される。

大阪市では、「職員の給与に関する条例」（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）に基づき、在籍している職員が実際に職務に従事しているのであれば、当該職員に給与を支払わなければならない。

この点、請求人からは給与条例違反に関する具体的な事実の摘示がない。

加えて、給与は職務に対する対価として支払われるものであるから、給与の支払が直ちに大阪市の損害を与えるものとはいえない。

よって請求人の職員の給与の支給に関する主張は、違法又は不当な財務会計行為を具体

的に摘示するものとはいえず、また、損害が発生しているものとは認められない。

また、そもそも、地方自治法第 242 条は財務会計上の行為に限って住民監査請求を行うことを認めているところ、職員の非財務会計行為の違法又は不当を理由として当該職員に対する給与の支出を住民監査請求の対象とすることができるかと解するならば、非財務会計行為であっても必然的に給与の支出を伴うことから、結果として、職員の行為による広範かつ多岐にわたる行政作用全般が住民監査請求の対象となり得ることとなる。

このように解することは、住民監査請求の対象を財務会計上の行為に限定した地方自治法の趣旨を逸脱することになる。それゆえ、職員が行った非財務会計行為の違法又は不当を理由として、当該職務に対する給与の支出を、財務会計上の行為として住民監査請求の対象とすることは認められない。

## (2) 公正職務審査委員会の委員報酬について

請求人は、公正職務審査委員会が「適切に対処されたい。」との通知を受けたにも関わらず、現場職員の不作為により公正職務審査委員会に投じられた公金が無効化されたことが、違法又は不当な財務会計行為であると主張しているものと解される。

大阪市では、「特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和 31 年大阪市条例第 33 号。以下「非常勤報酬条例」という。）に基づき、執行機関の附属機関の委員が実際に担当する職務に従事しているのであれば、当該委員に報酬等を支払わなければならない。

この点、請求人からは非常勤報酬条例違反に関しての具体的な事実の摘示がない。

加えて、報酬は当該職務に対する対価として支払われるものであるから、報酬の支払が直ちに大阪市に損害を与えるものとはいえない。

よって、公正職務審査委員会の委員報酬に関する請求人の主張についても、違法又は不当な財務会計行為を具体的に摘示するものとはいえず、また、損害が発生しているものとは認められない。

## (3) 住宅宿泊事業法に基づく過料について

請求人は、本市職員が住宅宿泊事業法に違反する事業者に対し、同法第 25 条及び第 26 条に基づく「過料」の徴収を不当に放棄していると主張している。

しかし、そもそも、住宅宿泊事業法第 26 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対しては、同法第 76 条において「三十万円以下の罰金に処する。」と規定されており、「過料」を課すものとはされていない。また、同法第 25 条に係る罰則は同法に規定されていない。

「罰金」は刑罰の一種であり（刑法第 9 条）、裁判所の判決により課されるものであって、課された場合には国の収入となり、本市の収入とはならない。なお、住宅宿泊事業法には「過料」について定める規定はあるが、法律に基づく過料は国の収入となるため、本市の収入とはならない。

よって、請求人が主張する、住宅宿泊事業法に基づく過料の徴収を行っていないという事実は、大阪市職員等の財務会計上の怠る事実にあたらぬ。

## 2 結論

上記1のとおり、本件請求は地方自治法第242条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならぬものと判断した。